

「元気な大阪」をめざす

政策推進ビジョン(案)

[抜粋]

目 次

はじめに

1 「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」とは	2
2 めざすまちの姿	2
3 政策推進にあたって	3
※ 大阪市基本構想（抄）	4

序 章 協働をまちのスタートメントに

1 「協働」の背景と現状	6
2 取組みの視点と方針	6

第1章 元気アップ推進事業計画

1 基本的な考え方	
(1) 計画の位置づけ	12
(2) 取組みの視点	12
(3) 計画の着実な推進に向けて	13
(4) 元気アップ指標について	13
(参考) 計画の前提となる大阪の現状と課題	14
2 具体的な施策・事業	
(1) 協働のための仕組みづくり	24
(2) 著らしやすいまちをめざす取組み	
① 「地域防犯対策」の推進	30
～街頭犯罪発生件数ワースト1の返上～	
② 「放置自転車対策」の推進	36
～放置自転車台数ワースト1の返上～	
③ 「ごみ減量」の推進	41
～おおさか“もったいない”宣言～	

(3) 元気アップをめざした各分野での取組み	
① 「『売り』づくり」が大阪経済の元気を高めます	48
～経済力アップ～	
② 地域の魅力を発掘し、大都市大阪の魅力を磨きます	58
～文化・観光力アップ～	
③ 子どもの個性と才能を大阪のまち全体ではぐくみます	71
～子どもの生きる力アップ～	
④ 環境に優しく災害に強いまちをみんなでつくります	84
～安全・快適な暮らし力アップ～	
(参考) 3か年の事業費見込みについて	94

第2章 今後のまちづくりの方向性

1 基本的な考え方	
(1) 「今後のまちづくりの方向性」の位置づけ	96
(2) 都市空間の形成について	96
(3) 都市の構造等について	96
2 土地利用の考え方と主な取組み例	
(1) 都心機能整備エリア	97
(2) 脇海機能整備エリア	98
(3) 住環境整備エリア	99
(4) エリアを越えた市域全般での取組み	100
(参考) 各エリアの主な取組み例に関する今後の方向性	101
別図	103

参考

1 ビジョンの策定経過及び総合計画審議会専門部会の活動状況	110
-------------------------------	-----

③「ごみ減量」の推進

～おおさか“もったいない”宣言～

市民・事業者の皆さんとともに、ごみ減量・リサイクルの取組みを、よりいっそう積極的に推進し、平成23年度までにごみ処理量を130万トンに減らすことをめざします。

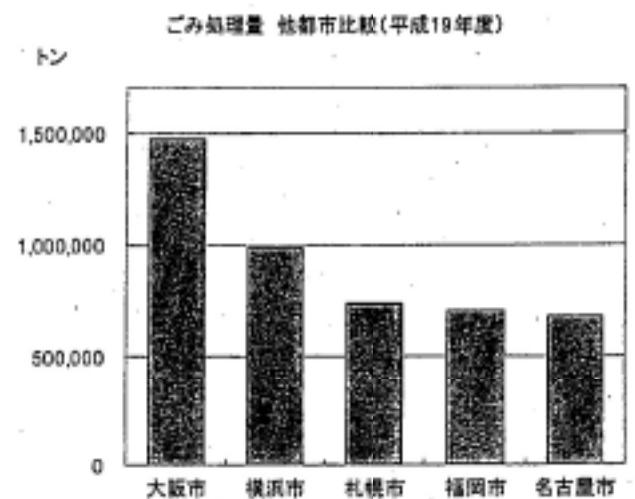
ごみ処理量

【平成19年度】

147.6万トン

【平成23年度】

130万トン



注：ごみ処理量＝焼却処理量+直接埋立量

都市毎に人口や事業所数等が異なるため、ごみ処理量を単純に比較・

評価することはできない。

資料：大阪市環境局調べ

現状と課題

「地球温暖化」や「天然資源の枯渀」など「地球規模での環境問題」が大きくクローズアップされ、環境問題全般に対する市民の関心がこれまでになく高まっている中、限りある天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減がはかられた「持続可能な循環型社会」の形成が重要な課題となっています。

大阪市において排出されるごみ（一般廃棄物）の量は、高度経済成長期の昭和40年代以降急激

に増加し、それに伴って本市が処理したごみの量も、平成3年度のピーク時には、昭和40年度ごみ処理量（約80万トン）の2.7倍の約217万トンまで達しました。

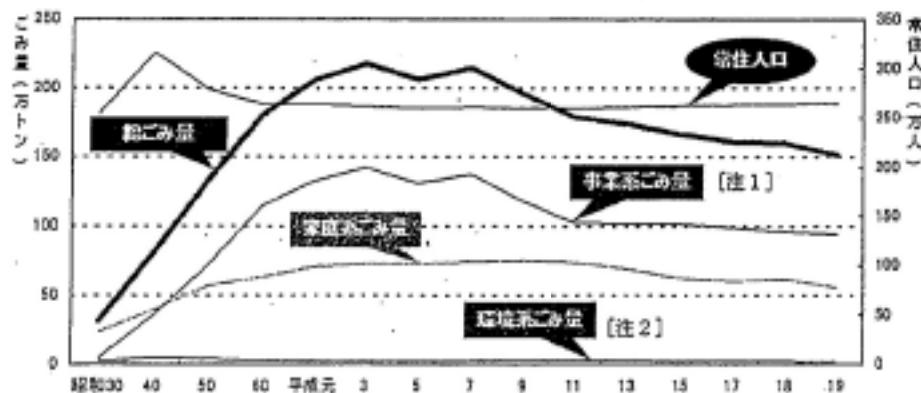
その後、ごみ処理量は、景気の後退や減量の取組み等により徐々に減少し、平成19年度には約148万トンとなるなど、ピーク時のおおよそ3分の2まで減量が進んでいます（図1）。

しかしながら、一方で、「ごみ減量・リサイクルの取組み」に関しては、必ずしも十分とは言えない面もあります。

例えば、家庭系ごみについては、中身の見えるごみ袋による排出方法の指定や粗大ごみ収集の有料化などにより、普通ごみの収集量は減少しているものの、資源ごみ・容器包装プラスチックの収集量は微増にとどまっており、また、排出されたごみの中には、資源化可能な古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）が相当程度含まれている（図2）といった状況があります。

一方、本市で発生するごみの約6割を占める事業系ごみ（図3）に関しても、焼却工場における搬入不適物（産業廃棄物等）のチェック・排除が徹底されていないといった状況があるなど、市民・事業者の皆さんと、これまで以上に連携・協働して、ごみ減量・リサイクルの取組みを推進していくことが求められています。

（図1）大阪市におけるごみ量の推移

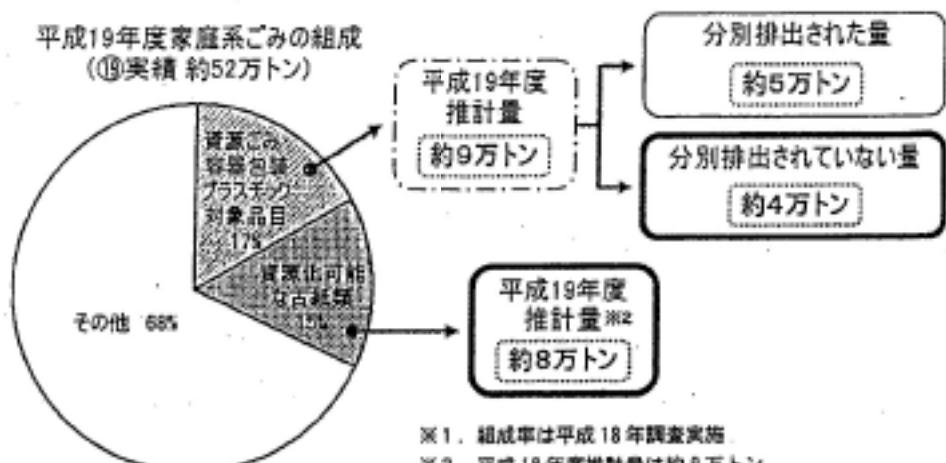


[注1] 会社・商店等の事業活動などに伴って排出されるごみ

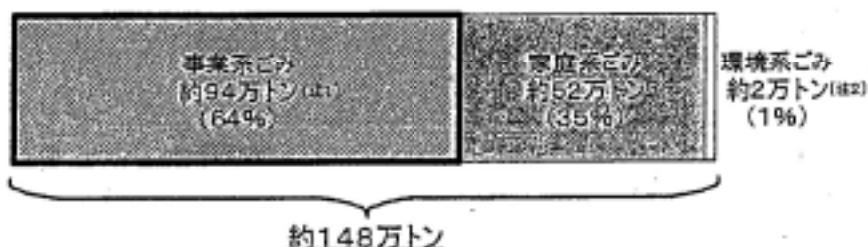
[注2] 道路清掃などにより収集したごみ

資料：大阪市環境局調べ

(図2) 家庭系ごみの組成率と推計量



(図3) 平成19年度ごみ処理量に占める事業系ごみの割合



【注1】 会社・商店等の事業活動などに伴って排出されるごみ

【注2】 道路清掃などにより収集したごみ

資料：大阪市環境局調べ

具体的な事業展開

市民・事業者の皆さんにごみ減量やリサイクルへの意識を高め、実践していただくため、さまざまな取組みを実施するとともに、新たな資源集団回収方式のモデル実施など資源集団回収活動の活性化に向けた支援を積極的に推進するほか、紙パック・乾電池などの拠点回収場所の拡大や情報提供の実施などにより、市民の皆さんの取組みを促進します。

さらに、焼却工場における産業廃棄物等の混入を排除するため、事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進をはかります。

○ ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ

(仮称)ごみ減量市民フォーラムの開催や(仮称)事業者リサイクルコンテストの実施など、市民・事業者の皆さんのが参加する様々な施策を展開し、ごみ減量やリサイクルを身近な取組みとして働きかけ市民・事業者の皆さんといっしょになって、ごみ減量・リサイクルの取組みを推進します。

また、事業者と「ごみ減量の取組みに関する協定」を締結し、その取組みを広く周知することで、事業者の積極的なごみ減量の取組みを促進するとともに、市民の皆さんのが意識を高めます。

○ 資源集団回収活動の活性化

一般住宅が多い地域では、古紙等の集積場所の確保が困難であることなどから、回収地域を定め、指定された日時に各家庭が軒下に古紙を出し、回収業者が直接回収するといった、新たな集団回収方式をモデル的に実施し、資源集団回収団体数の増加をはかります。

また、資源集団回収団体への奨励金を、回収量に応じて段階的に引き上げることにより、古紙等の回収量の増加をはかります。(現行: 1.5 円/kg ⇒ 1.5 円/kg (15t/年以下)、2 円/kg (15t 超/年～30t/年) 3 円/kg (30t 超/年))

○ 紙パック・乾電池などの拠点回収場所の拡大・情報提供

紙パック・乾電池・蛍光灯管の回収を促進するため、現在行っている区役所などの回収場所に加え、スーパーマーケットなどの民間施設や本市公共施設にも回収場所を拡大し、リサイクルの促進をはかります。

また、こうした回収場所や、紙パック・トレー等の回収を自主的に行っている店舗などを紹介する「リサイクルマップ」を全戸に配布し、リサイクルしやすい環境づくりを推進します。

○ 排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

ごみ処理量の約 6 割を占める事業系廃棄物の減量をはかるため、焼却工場への搬入物のチェックを強化するとともに、産業廃棄物等の搬入不適物が発見されれば収集業者並びにごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行うなど、事業系廃棄物の適正区分・適正処理を推進します。

<実施計画>

	年次計画			到達目標
	21年度	22年度	23年度	
ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ	(仮称)ごみ減量市民フォーラム・(仮称)ごみとリサイクルの流れ見学会の開催		→	3 R [発生抑制・再使用・再生利用]に積極的に取組む市民・事業者の割合 80%以上
	(仮称)3R (は)川柳の募集		→	
	(仮称)事業者リサイクルコンテストの実施		→	
	ごみ減量の取組みに関する協定の締結		→	
	意識調査の実施		→	
資源集団回収活動の活性化	新たな集団回収方式のモデル実施 奨励金の引き上げ		→	資源集団回収団体登録数 3,128団体 (19年度 2002団体) 吉紙回収量 60,000トン (19年度 34,465トン)
	資源集団回収団体の登録数 2,395団体		→	
	古紙回収量 43,800トン		→	
	資源集団回収団体の登録数 3,128団体		→	
	古紙回収量 60,000トン		→	
紙パック・乾電池などの拠点回収場所の拡大・情報提供	拠点回収場所の拡大 拠点回収場所 386か所		→	拠点回収場所 480か所 (20年度 349か所) 回収量 紙パック 400.4トン 乾電池 19.1トン 蛍光灯管 17.4トン
	「リサイクルマップ」の作成・全戸配布		→	
	回収量 紙パック 392トン 乾電池 342トン 蛍光灯管 16.1トン		→	
	回収量 紙パック 460.4トン 乾電池 39.1トン 蛍光灯管 17.4トン		→	
			→	

(註1) 3R: Reduce (リデュース: 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること)、Reuse (リユース: 使用済みになってしまっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること)、Recycle (リサイクル: 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること) の3つの英語の頭文字をとった、循環型社会の実現に向けた取組みのこと。

	年次計画			到達目標
	21年度	22年度	23年度	
排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進	焼却工場への搬入不適物のチェック強化と個別啓発指導の実施 検査台数：約 10万台 事業系ごみ 約 3万トン減量			事業系ごみ 約 5.3万トン減量 (19年度比)